

7 白山神社の経営

(1) 白山神社の現状

白山神社の収支報告の時期になってきました。

神社は宗教法人であり、営利を追求するものではないので税制面で優遇されていますが、神社も企業と同じで収入がなければ運営していくことはできません。



松河戸の鎮守の森 白山神社 写真は令和4年
平成22年に神社境界が確定し整備されました。

現在、全国に8万社以上ある神社の多くが、経営の危機に晒されて減少しているといわれています。

松河戸の白山神社は、創建から500年以上経っており、これからも松河戸町の氏神様として大切に守っていくこととなりますが、なぜ今になって全国的に神社の経営危機がいわれるようになったのでしょうか。

- ① 神社を取り巻く環境がかわり、人々の考え方の変化(氏子数などの減少など)
- ② 戦後の国の政策の変化(農地改革、政教分離、宗教法人化)、などが云われています。

それに加え、ムラの神社である白山神社にとって最も大きい出来事は「区画整理」で、松河戸住民の移動による地縁集団の変化などが考えられます。

現在のところ、松河戸白山神社は経営困難というわけではありませんが、将来的にみると不安がないわけではありません。



平成2年に建てられた由緒石碑

支出面を見てみると、毎年実施される祭祀などにそれ程大きな経費が掛かるというものではありませんが、社殿の維持管理には時として大きな費用が掛かります。

現在の社殿は、平成2年に神社地の一部を売却して総工費7千万円で建て替えられました。

その時、境内にある透垣門、鳥居や灯籠、手水舎などの建造物や、拝殿鈴、社殿幕、幟などの多くの調度品も氏子の寄付により新調されました。

また、平成22年には区画整理で神社境界が確定し、2千8百万円かけて境内整備されています。

そこで当分の間、社殿の建て替えなどは必要ないと思われませんが、社殿建て替えから30年以上たち修理の必要な箇所も出てきますし、いつかは建て替える時期も来るでしょう。

その時に氏子、崇拝者等からの寄付が望めるのか。

建て替え、大規模な修理に伴う遷宮費用の積み立ても必要となります。

白山神社の収入としてどのようなものがあるのでしょうか。神社の収支を見ながら、白山神社の運営を取り巻く環境変化について調べてみることにしました。

(2) 神社の支出

神社の支出には、毎年支出される「**通常費用**」と、神社の再建、修理、備品調達にかかる「**特別費用**」があります。

① 通常費用

通常費用を大きく分けて①神社の祭礼時にかかる「**祭礼費**」、②神社庁負担金、宮司報酬や税金などの「**負担金等**」、③光熱水費、事務費などの「**消耗品**」などがあります。

① 祭礼費

神社の本来の事業である祭礼については、儀式そのものには多くの費用がかかるというものではありません。

島の時代には、例祭時の「子ども獅子」や「餅投げ」といった奉納は各島が行っていましたが、現在では、祇園祭の「子ども獅子」については区費と神社費からの助成で「子ども獅子祭り実行委員会」が実施しており、秋の例大祭の「餅投げ」については氏子の奉納金(餅代)や企業等からの奉賛金を募って行っています。

- 夏祭りで行っている「子ども獅子」については島(町内会)ごとに、子ども獅子奉納をして無病息災をお願いするものです。
各島(町内会)での宿の確保が難しくなったため、現在は各宿を公民館にして、子ども獅子実行委員会、区会助成金・白山神社助成金と企業等の奉賛金を募って実施しています。
- 秋の例大祭で行われている「餅投げ」については、神様のご加護に感謝する例大祭を盛り立てるために、氏子が多くの人に神社に参拝にきて頂くことを目的とし、大神に「餅投げ」を奉納するものです。
このため、かつては島ごとに餅をついて神社に持ち寄ったものですが、今は氏子の方々から奉納金(1世帯千円)を頂き神社でまとめて餅を購入して行っています。

② 負担金等

神社運営していくうえで必要になってくる経費として、宮司報酬、神社庁負担金、固定資産税(貸地)などがあります。

宮司報酬以外は、戦後宗教法人化され、神社庁の管轄下となったことにより生まれた費用となりますが、改定がない限り毎年ほぼ決まった支払いとなっています。

③ 消耗品等

その他の費用として、光熱水費、事務消耗品、交際費などがありますが、これらの費用は、年によって多少の違いはありますが、金額的にはそれほど多額な金額にはなりません。

② 特別費用(設備維持費)

では、神社の経営の危機に晒されているといわれているのは一体何でしょう。

神社では多額の設備維持費が必要となります。

例えば、木々の伐採は毎年もしくは数年に一度行わなくてはなりませんし、何年も前に造営された社殿は修繕の必要もでてきます。

他にも手水舎・石畳・灯籠・社務所など修理・整備すべきところはいくつも出てきます。

これらの費用は毎年必要となるものではありませんが、神社が古くなるに従い増えてきます。

また備品などで、賽銭箱や提灯・垂れ幕・鈴など神社に必要な調度品などは氏子の奉納、寄付などで賄われてきましたが、印刷機や草刈り機、テント、パソコンなど時代に伴って必要な備品も増えており、これらの購入費用も必要となってきました。

社殿建て替えともなると膨大な費用が掛かるので「一般会計」とは別に「特別会計」として取扱います。

しかし、これらの費用は神社が賄うもので、戦前と違って国や県からの補助はありません。どの様にして、松河戸の白山神社の経営が500年以上続いてこられたのか……、また、平成2年の白山神社建て替えの時の経費はどの様に工面したのかも気になります。

まずは、過去の白山神社の一般会計収支報告書をみてみます。(年度は適宜抽出)

【支出】 収支決算書(一般会計 単位は円) 年度は適宜抽出

		昭和10 年度(円)	昭和20 年度(円)	昭和53 年度(円)	平成元 年度(円)	平成6 年度(円)	平成8 年度(円)	令和元 年度(円)	令和3 年度(円)
祭礼費	祭典費	30.2	190.0	43,833	103,650	215,201	444,187	141,144	56,972
	餅代	—	—	—	—	(餅代含む)	(餅代含む)	313,290	301,716
	接待費(食事等)	—	—	—	—	—	—	57,002	50,833
	獅子祭り助成	—	—	—	—	—	6,000	70,000	—
	神楽会助成	—	—	—	25,000	39,101	—	—	—
							52,850		
負担金等	宮司報酬	35.0	50.0	50,000	98,000	98,000	118,000	200,000	200,000
	臨時手当等	9.0	95.0	5,000	40,000	—	—	—	63,670
	雇人(補助)	10.0	29.5	22,000	—	—	—	—	—
	固定資産税			42,018	7,450	29,460	35,620	378,200	378,200
	神社庁負担金			5,600	13,700	17,500	19,015	44,800	44,800
	寄付金	2.0	5.0	5,000	—	—	—	—	—
	境内外地費	25.3	52.6	—	—	—	—	—	—
消耗品等	光熱水費			4,800	29,666	31,684	45,213	48,240	53,786
	社務所費(事務経費)	19.3	94.9	21,705	62,697	69,684	57,331	54,748	54,174
	雑費(交際費等)			28,600	20,918	7,868	5,424	41,772	73,991
設備維持	備品(調度品)	—	—	—	—	—	—	227,704	284,859
	修繕費	10.0	10.0	32,000	0	121,291	31,581	—	—
	積立	113.0	160.0	—	—	—	—	—	—
	計	253.8	687.0	260,556	401,081	629,789	815,221	1,576,900	1,563,001

※「祭礼費」の中で、祭礼時の祭り奉納は、昭和～平成初期は島単位で実施していたため含まれていませんが、令和になると(平成30年度以降)、神社が氏子から直接餅代を徴収し支出したり、子ども獅子実行委員会へ助成しています。

※平成元年度は、翌年度社殿等建て替えを控えているため、修繕費の支出はありませんでした。

※建物共済は10年更新時支払い。(火災補償6千万、地震補償3千万円、年支払81.5万円、満期受取6百万円)

【収入】

		昭和10 年度(円)	昭和20 年度(円)	昭和53 年度(円)	平成元 年度(円)	平成6 年度(円)	平成8 年度(円)	令和元 年度(円)	令和3 年度(円)
神社費(氏子会費)		5.2	51.7	123,000	160,300	151,900	154,700	155,400	151,900
幣帛料・神饌料		30.0	130.0	—	—	—	—	21,950	24,095
貸地	地所貸付・駐車場			161,420	657,292	601,270	798,540	1,147,684	1,147,684
	田畑	158.3	345.5	—	—	72,318	—	—	—
奉賛金(企業)	(餅代)	16.5	26.0	—	109,888	—	249,000	220,000	255,000
		—	—	—	—	—	(餅代含む)	220,000	216,000
賽銭		5.0	15.0	52,866	—	124,769	120,079	196,584	175,207
預金利息・雑収入		63.0	110.2	24,928	13,588	29,540	53,232	520	529
	計	278.0	678.4	468,311	941,068	979,797	1,375,551	1,962,138	1,970,415

※餅代は、平成8年度から1戸千円として島から徴収し、平成30年度以降は、氏子から直接奉納金として徴収して餅を購入しています。

※「氏子会費」は、昭和56年まで500円でしたが、昭和57年から700円に値上げしました。

(3) 神社の収入

前記収支決算書は、昭和からのものを適宜抽出したのですが、多くの年が収入大となっており、一見みると健全な運営が行われているように思われます。

白山神社の運営を支えてきたものには、**氏子・崇拝者による支援**はもちろんですが、神社地の**賃地料収入**が大きく占めます。

① 氏子、崇拝者によって支えられる神社

自然と神とは一体として認識され、神と人間を結ぶ具体的作法が「**祭祀**」であり、その祭祀を行う場所が「**神社**」であり聖域とされてきました。

その「**神社**」を守り維持する役目となるのが**氏子**になります。

氏子とは、同じ地域の**氏神様**を崇敬して、神社の維持などに関することを自らが行う集団で、その地域以外の信者を**崇敬者**と一般に呼んでいます。

すなわち、松河戸町内に居住し、信仰のある世帯単位を**氏子**とし、松河戸以外の信者を**崇敬者**となります。

氏子と似たものとして寺の**檀家**がありますが、次のような違いがあります。

	信仰するもの	該当者	内容
氏子	氏神	その土地に住み、その土地の氏神に仕える人	神社の祭祀の実施、維持管理、寄付 (神社の管理及び資産に関する権利及び義務を保有)
準氏子 崇拝者	氏神	神社の氏神を崇拝する者	神社の維持に協力する
檀家	仏教宗派	特定の寺院の信徒	護持、お布施などの経済的支援 (お墓との関わりも大きい)

このように、氏子は氏神に仕え、自ら寄付をしたり氏神神社の維持などに関わったりする人ですが、一方の檀家は信仰する寺院に属してお布施などで、そのお寺を支援している人のことといわれています。

白山神社の氏子の数は、戦前戦後 170 戸代で推移していましたが、松河戸の人口増とともに増えて、昭和 55 年に 1 次ピーク(250 戸)がありました。

その後、区画整理が始まり減少していましたが、区画整理が終盤に近づくにつれ増加して区画整理事業が終了した平成 29 年に 238 戸と 2 次ピークを迎えました。

しかし、その後は島から丁目班に変更になってから減少傾向にあります。

氏子の**神社費**(会費)、氏子や崇拝者等の**寄付**、**奉納金**、**賽銭**は神社の経営になくてはならないものとなっていますが、戦前のような氏子への強制加入もなくなり、宗教の自由の考え方などから、松河戸の人口増加に反して氏子の数は減少傾向にあります。

氏子の推移 (年度は適宜抽出)

年度	昭和 10	昭和 20	昭和 27	昭和 51	昭和 53	昭和 55	昭和 59	平成 3 年	平成 8 年	平成 19 年	平成 23	平成 26	平成 29	元年 元年	令和 2 年	令和 4 年
戸数	173	174	120	148	243	250	223	225	221	200	189	195	238	213	208	202

平成 29 年度 島最後の年の島別氏子数

島	河戸島	門田島	ハツ家島	川原島	中島
戸数	43	48	53	38	56

② 白山神社を支えてきた土地収入(時代による運営支援)

白山神社は500年間どのように維持管理されてきたのか、財政基盤は何か。

神社支援を取り巻く環境を歴史をたどって見てみることにしました。

① 室町～江戸時代 (住民の生活基盤)

室町時代になると、荘園の力が弱まり、現在の村(村落)が起こり始めます。

村落という自治組織が生まれると、最小自治組織である島の中核として、各島では、守護神を祀るため神社を創建することとなります。(明応3年(1494)には、白山神社再建(棟札の記録)されています。)

そのころの自治組織とは、そこに住んでいる地縁団体のことで、各島の神社は自治組織の寄合場所としての機能を持ち合わせることで、明治になるまで小規模な島の神社は、庄屋、地主を始めとした住民全員による協力や負担によって維持管理されてきました。

小さな島の神社の建立時には島の人達総出で、山の木を切り、材料は持ち寄り社殿を建てたことでしょう。

② 明治 (国による管理)

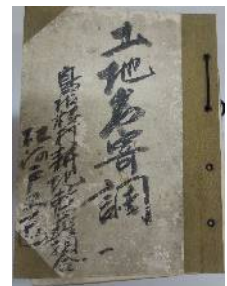
明治から戦前までは、「国家の宗祀」とであるという明治政府の国家原則に従って、国家により管理され自治組織の中心として財政負担を受け守られました。

また、「1村1社合祀令」により、大正元年9月、松河戸の14社を白山宮に合祀又は境内社としましたが、この時、合併された後の旧社地は畑地として開墾し、年貢を取って神社維持する費用に充てることができました。

また、松河戸集落の西側に広がる土地は低くて、大雨が降ると水が流れ込み田畑が水に浸かりました。

このような農地に不向きな「砂入」、「御見取」、「堤外地」などといわれる土地でも人々は耕作していました。

江戸時代には、その様な土地は村の石高には入っていませんでしたが、明治の地租改正でそれらの土地の多くが税の対象となると、人々は神社にそれらの土地を寄進し、その土地



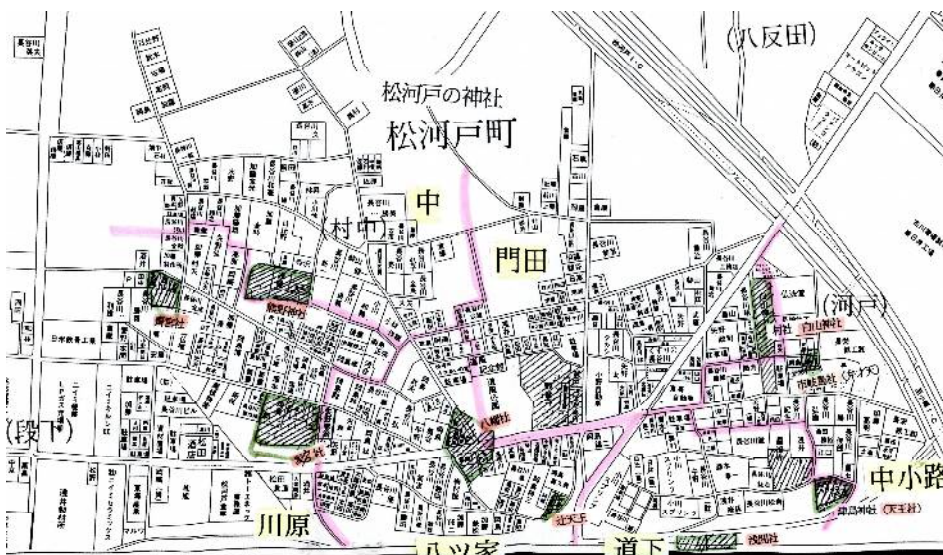
土地名寄帳 昭和初め

地目	地積(反)	賃貸価格(円)
宅地	298.330	26.30
畑	5.020	57.16
山林	3.912	16.77
田	0.222	4.05
合計	307.277	104.28

白山神社の貸地 (土地名寄帳から)

宅地となっているのは「御見取地」のことで、集落の西側堤防下に広がる広大な土地
その他に、砂入り地や堤外地などもある。

大正元年合祀前の各島の神社地 (斜線部分) (住宅地図は区画整理前の地図を使用) 面積



- ・市岐島社 99 m²、
- ・天王社 720 m²、
- ・浅間社河川敷不詳、
- ・辻天王社 不詳
- ・八幡社 約 2,300 m²
- ・熊野社 2,019 m²
- ・愛宕社 3,979 m²
- ・齋宮社 1,238 m²
- ・白山神社
当初面積 1,295 m²
(後年 300 m²と 56 m²が加わる)合計 1,651 m²(社務所、倉庫等除く)

平成7～9年度年総代
岡島博氏
「松河戸白山神社の
記録」から

で小作し神社に年貢を払うようになり、白山神社は「砂入り地」・「御見取」や「堤外地」などと言われた土地も所有することとなりました。

大正元年に白山神社は村社となり、社殿も大きくなり管理費用も増えましたが、白山神社は各島の旧社地や寄進された土地のおかげで比較的楽な神社運営を行うことができました。



白山神社 堤米収納簿

③ 戦後（政教分離）

終戦後は一転して「政教分離」となり、白山神社は「宗教法人」となり、昭和 27 年神社本庁の包括下となります。

宗教法人法の成立のために氏子制度は行政に管理されなくなり、個人の信仰や地域のしきたりで存続するようになりましたが、「宗教の自由」を建前に、政府からの財政援助は無くなり、反対に神社庁への負担金が発生しました。

また、「農地改革」は、神社仏閣においても大きな出来事でした。

地主が所有する農地を、政府が安い値で強制的に買い上げ、実際に耕作していた小作人に売り渡すというものでした。

白山神社に寄進された「砂入り地」、「御見取」、「堤外地」などは元の耕作者に返還されましたが、各島の旧社地については神社に戻され、小祠が建てられたり、貸し出したりして白山神社の維持費用にあてることができました。

旧社としては最大の面積があった愛宕社(約 3,979m²)は昭和 25 年、斎宮社(1,238 m²)は昭和 27 年に畑、宅地として各個人に移転されました。

④ 区画整理以前（平成2年の社殿建立まで）

戦後、旧社地は、崇りがあるといけなないので小祠を建てたり、安く貸し与えたり、無料で子ども遊びの広場として貸したりしていました。

また、社殿の修理などで大きな資金が必要な時は、土地を売って賄いました。

昭和 50 年に村中 914(八幡社跡地)の土地の一部を松河戸駐在所敷地(132.23m²当初年 3 万 4 千円)として、昭和 59 年道風記念館駐車場(311m²当初年 33 万 9 千円)で貸すことで比較的楽な経営ができました。

旧本殿は、昭和 11 年に建設されたもので、55 年程しか経っていませんでしたが、その間太平洋戦争、東南海地震や伊勢湾台風などに遭って破損個所が目立つようになっていました。

昭和 63 年市施行による区画整理が決定したところ、区民から「お寺も建て替えられたし、神社も老朽化していることから、この際立て替えたらかどうか」との意見が出て、区画整理を見据えて、現在の社殿は平成 2 年に総工費 7 千万円をかけて建て替えられました。

資金は、白山神社所有の土地(河戸 745 番地の 1 山林 552m²)、(村中 1301 番地の 4 畑 796 m²)で、1 m²当り 57,500 円で市土地開発公社に公共施設充当用地として売却し、神社造営資金に充当しました。また、鳥居、灯籠、狛犬、手水舎、由緒石碑などは氏子の寄付により設置され、篝火台、拝殿鈴、社殿幕、幟なども新調されています。

また、平成 22 年には神社境界が確定し、2 千 8 百万円をかけて境内整備が行われ、平成 23 年 5 月完成奉告祭が行われました。この費用は、区画整理による境内減歩益により賄いました。

神社地 区画整理換地前 (青はこの時点では既に売却済み)

	地番	地目	地積 m ²		用途	備考
1	河戸 669	境内地	1295		白山神社境内地	
2	河戸 671	宅地	68	76	白山神社境内地	
	河戸 674-1	宅地	109	91	白山神社境内地	
	河戸 674-2	宅地	76	03	白山神社境内地	
	河戸 674-3	境内地	56		白山神社境内地	
3	河戸 688-1	境内地	300		白山神社境内地	
4	河戸 691	畑	99		白山神社境内地 (市岐島社)	
5	河戸 744-1	保安林	168		・(津島神社跡地) ・昭和 50 年に区へ無料貸出し、東ちびっ子広場	
6	河戸 745-1	山林	(552)		・(津島神社跡地)天王藪 ・昭和 50 年に区へ無料貸し出し東ちびっこ広場 ・平成元年 1m ² 当たり5万 7,500 円(31,740,000 円)で売却	平成 2 年の 神社造営資金に充当
7	村中 914	畑	611		・(八幡社跡地)公会堂地 ・昭和 50 年春日井警察署駐在所敷地に貸出 ・昭和 59 年道風記念館駐車場貸出	132.23m ² (3万 4 千円) (53 年 4 万 6 千円) (59 年 8 万 8 千円) 311m ² (33 万 9 千円)
8	村中 928	山林	92		・小野社地(八幡社跡地)	
9	村中 1301-4	畑	(796)		・(熊野社跡地) ・昭和 48 年に区へ無料貸し出し童遊園地 ・平成元年 1m ² 当たり5万 7,500 円(45,770,000 円)で売却	平成 2 年の 神社造営資金に充当
10	村中 1301-5	畑	69		・(熊野社跡地) 中島集会所	
11	段下 1985-7	畑	128		・(斎宮社跡地)	
12	段下 1985-4	畑	(36)		・昭和 53 年 1 坪当たり 13 万円で売却 (143 万円)	社殿修理、社務所造 営資金に充当
		合計	3,072	70		



⑤ 区画整理後

長かった参道は半分程度(35m 減失)となりましたが、境内の周りの玉垣は氏子の寄付で巡らせられ、真新しい美しい神社となりました。

そして現在まで神社の補修修繕もそれ程必要とせず建て替えから 30 年以上経過しました。

しかし最近では、社殿の修理、補修が必要となってきており、平成 30 年には鈴の取り換えを行うなど、社殿幕などの新調も必要となってきています。

現在、区画整理後の白山神社の土地は、神社境内地と松河戸の交番地、道風記念館の駐車場(道風公園の西)の 3 か所の土地となっています。

区画整理後 (減歩率 22%)

地番	地積 m ²	坪	備考	令和 4 年度固定資産税	賃借人	賃貸料(年額)
6 丁目 3-4	1,832.67	554.38	白山神社境内	—	—	—
1 丁目 6-2	200.39	60.76	松河戸交番敷地	143,901 円	愛知県	511,000 円
5 丁目 3-8	395.95	119.76	道風記念館駐車場	240,621 円	春日井市	636,684 円
合計	2,429.01	734.90		384,522 円		1,147,684 円

※ 道風記念館駐車場の賃貸料については、平成 24 年に年 475,140 円から 636,684 円に値上げ、令和 5 年度 698,448 円に値上予定です。

※ 松河戸交番敷地については、平成 23 年区画整理後に今の場所に移ってからは、年 511,000 円で変更ありません。

注) 道風記念館駐車場、松河戸交番敷地については区画整理前から賃貸借契約がありましたが、同一場所、面積ではありません。

(4) 白山神社の経営状況と将来像

令和 3 年度の収支決算書をみてみると、収入の 6 割が地所貸付によるもので、この割合は戦前戦後からあまり変わっていません。

大正以降、白山神社は土地財産(旧島神社の跡地)の貸付による収入により、維持管理されてきたこととなります。

戦後は、旧島の神社の土地に小祠を建てたり、子ども広場として無料で貸し出したりして土地に余裕がありましたが、平成 2 年の社殿建立による土地売却、区画整理による減歩で、現在は駐在所の土地と市道風記念館駐車場の土地だけとなりました。

しばらくは、その土地の賃貸収入(令和 4 年度 賃貸料年 1,147,684 円—固定資産税年 384,522 円)で賄っていただけますが、いつかは来る神社建立などでの土地売却も難しくなります。

(土地財産の貸付収入がないとすると、その 763,162 円分を氏子(200 件)の会費で賄うと、現在の会費 700 円は 3,800 円という金額になります。)

かつて、地主制度があった時代には、社殿建て替え時には地主の寄付も大いに期待できましたが、氏子の数も減少している現在では、神社への土地寄進も困難になり、どの様に、今の白山神社の神社規模を維持していくかが課題です。

松河戸文化科学探求隊
隊長 長谷川 浩
080-3657-7052
松河戸町の沿革ホームページ
<http://matsukawado.com/>